

水道法第25条の7の規定により、かずさ水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者を次のとおり廃止したので、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程第4条第1項第6号の規定により、告示する。

令和6年10月15日

指定番号	給水装置工事事業者の氏名又は名称	代表者名	事業所の所在地	廃止年月日
279	株式会社ザイマックス	辛島 秀夫	東京都港区赤坂一丁目1番1号	令和6年10月1日